

第 12 号

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定することとする。

令和 7 年 9 月 16 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する
条例

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和 29 年熊本県条
例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「又はスカート」を削る。

第 3 条第 7 号及び第 9 号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第 6 条本文中「き損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「
但し」を「ただし」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。